

第 3 回 中央こども家庭センターの今後のあり方検討会 議事概要

1 日 時 令和 8 年 3 月 26 日(木)10:00~12:00

2 場 所 神戸市中央区文化センター会議室 1112

3 出席者

(1) 検討会委員 ※敬称略

氏 名	職名等	出 欠
渋谷 和宜	神戸市こども家庭センター 所長	出 席
竹内 良二	中央こども家庭センター 元所長	出 席
畠山 由佳子	関西学院大学人間福祉学部 教授	出 席
畑山 麗衣	(特非) Giving Tree ヒアウンター	出 席
三浦 一広	兵庫県児童養護連絡協議会 会長	出 席
○森 茂起	甲南大学文学部 名誉教授	出 席

○=委員長

(2) 県当局

安井中央こども家庭センター所長、助野福祉部児童家庭課長 他

4 主な意見

※ 開会あいさつ、資料説明等については省略するとともに、発言内容は一部要約しています。

○資料 2 「こどもへの意見聴取の結果」について

(委員)

- ・個々の意見について「それがどのような意味を持つのか」を丁寧に考えていくことが大切だと感じている。たとえば「お風呂を広くしてほしい」という意見であれば、子どものどのような気持ちから出たものなのか、狭いことでどのような感覚を抱いているのか、一緒に入ることで体が嫌だという意味なのか、といった点まで内容を吟味していくことが大事。

(委員)

- ・子どもへのフィードバックについて、今すぐ対応できるものと、時間を要するものを分けて子どもに伝えることで、「きちんと考えてもらえている」という思いが伝わるのでいい。
- ・今後、一時保護施設を作っていくうえでは、「自分の部屋で勉強したい」「自分の部屋で絵を描きたい」といった意見からも分かるように、子どもにとっての“自分のスペース”は本当に必要だと思う。個人の時間と空間をしっかり作っていくことが重要である。

・また、「叫びたい」「ストレスを発散できる場所がほしい」といった意見についても、次の段階として検討していく価値があると感じる。

・「勉強する時間を増やしてほしい」という意見については、家庭では安心して勉強できる時間を持っていない子どもが多い中で、「一時保護施設にいるからこそ勉強できる」と感じている子もいるのではないかな。

(委員)

- ・多数決の結果として上位の意見にハイライトが付いているが、見ていくと相反する意見も散見される（「2人部屋が良い」「個室が良い」など）。子どもの背景や特性、個別性に応じた柔軟な対応が必要だと感じた。
- ・他自治体の事例でも、お風呂が個室になったことで、小学校高学年であっても十分に身体を洗えていないケースがあると聞いている。ハード面を整えるだけでなく、それに伴うソフト面の支援も同時に考えていく必要がある。
- ・子どもの意見を聞き柔軟に対応していくことはとても大切である一方で、大人が必ず保証すべきこともしっかりと大切にしていかなければならない。

(委員)

- ・これだけ多くの意見が出てくると、一つひとつすべてに個別に答えていくことは難しい。
- ・一方で、すぐに改善できるものもいくつかあると思うため、「この点については改善しました」といった形で具体的に示したり、ハード面については委員会の意見として今後しっかり対応していくことなどを、子どもたちに分かりやすく説明していただけたらと思う。
- ・また、対応が難しい意見についても、できない理由をきちんと子どもに伝えていただくことが大切だと感じている。

(委員)

- ・児童養護施設で一時保護の委託を受けた場合、どうしても他の入所児童との間で、生活上の自由度に違いが生じてしまう面がある。
- ・「おでかけをしたい」といった意見についても、一時保護施設という性質上、どこまで対応できるのかは判断が難しい部分だと感じている。
- ・一方で、一時保護期間が長期化する場合には、子どもが強い閉塞感を抱くことも想定されるため、その点については今後検討していただければと思う。

(委員)

- ・「個室が良い」という意見が出ている一方、「複数人部屋が良い」という意見もあり、どちらか一方に寄せるのではなく、こうした相反する意見も踏まえつつ、織り交ぜた形で整備を検討していただければと思う。

- ・外出については、どうしても保護期間が長期化する子どもほどストレスがたまりやすいと感じている。一方で、外出に伴って危険性が高まる面もあるため、実施にあたっては子どもと職員との信頼関係の構築や、十分な職員体制の整備が求められる。

(委員)

- ・本意見聴取の結果を見ると、物理的な環境や学習環境に関する希望が多いように感じる。
- ・一方で、人間環境（職員に対する評価や、子ども同士の関係性など）に関する希望や意見は、あまり出てきていない印象を受ける。こうした点については、子どもたちが実際には感じていても、言いにくい内容である可能性が高いと考えられる。そのため、子ども自身に「実際どう感じているか」などを尋ねながら把握し、運営の中で改善につなげていく必要がある。
- ・また、このような意見聴取は、委員会の開催時に限って行うものではなく、日常的あるいは定期的に子どもの声を聞き、改善点を検討していく体制を整えていくことが望ましい。

○資料3「中央こども家庭センターの今後のあり方検討委員会報告書(案)」について

(委員)

- ・P28の「子どもの安全確保と権利の制限のバランスへの配慮」という表現については、違和感がある。安全確保のために、結果として一定の行動制限が必要となる場合がある、という趣旨であるとは理解できるが、適切ではないと感じる。
- ・子どもの人権を尊重するという前提のもと、すべての対策は講じられるべきであり、人権そのものを制限するという考え方ではない。制限が生じるのは、時間の設定や外出の可否などであり、それらはいずれも子どもの安全を確保するために必要な対応である。
- ・そのため、「子どもの安全確保のために、家庭環境と同様の自由な生活環境を提供できない場合がある」といった趣旨の表現に改めた方がよいのではないかと考える。
- ・「子どもの人権を守るために必要な措置を行っている」という視点での表現に統一した方がよいのではないかと考える。

(委員)

- ・「最善の利益」という表現の使用については、特に注意していただきたい。一時保護施設で保護されること自体が「最善の利益」であるとは言えず、安易に使われることには慎重であるべきだと感じている。
- ・「最善の利益」とは、子どもにとって可能な限り制限の少ない環境を提供することを指すものであり、本来は家庭に近い環境で生活できることが望ましい。
- ・一時保護においては、安全確保のために一定の制約を課さざるを得ない場面もあるが、その場合であっても、制約は必要最小限とし、できるだけ短期間にとどめるべきである。

- ・報告書においては、「保護＝最善の利益」という受け止め方にならないよう留意し、あくまで子どもの権利を守るという観点を主眼に置いた記載としていただきたい。

(委員)

- ・施設のルールは、時代の変化やこれまでの経緯の中で付け加えられてきた結果、多くなっている場合がある。
- ・そのため、現在の状況に照らして本当に必要な制限なのかを整理し、必ずしも必要でないものについては見直しや削減を行っていく対応も必要だと考える。

(委員)

- ・一時保護の期間についても重要なポイントだと感じている。可能な限り、一時保護期間は短期間であるべきだと考える。
- ・報告書等には「一時保護期間は可能な限り最小限に努める」といった趣旨の記載があってもよいのではないかと感じた。

(委員)

- ・全国的にも「トラウマケア」は非常に重要な要素となっているが、児童相談所としてどのように取り組んでいくのか、また児童相談所が中心となって児童養護施設や県内の関係機関等に広げていくような、いわばリーダー的な役割をどう果たしていくのかという視点が、現時点の議論や資料の中にはあまり含まれていないように感じている。
- ・この点と関連して、県の中央児童相談所としての役割についても考える必要がある。
- ・情報共有にとどまらず、技術的助言や専門性の提供といった点で、中央がリーダー的な役割を担うことが期待されていると思う。
- ・現状を見ると、各児童相談所で取り組まれているケアや体制の質にはばらつきがあり、「中央が高いレベルを示し、市町や他の相談所がそれに続く」という構造には必ずしもなっていないと感じている。各自治体には個別の事情が多くある一方で、明石市や尼崎市のように、全国的な傾向を鑑みて新たに体制を作り上げようとする強い熱量を持つ自治体もある。
- ・そうした中で、中央が指導的・牽引的な役割を果たしていくためには、どのような点を意識し、どのような在り方を目指すべきなのか、基本的なことではあるが改めて考える必要があると感じた。

→ (事務局)

- ・トラウマケアに関する研究グループを立ち上げ、トラウマケアを実施した。
- ・令和8年度からは、これを「ワーキンググループ」という形に改め、児童相談所業務の中でどのようにトラウマケアを実装していくかを検討していきたいと考えている。すでに取組の「種」はあるため、報告書等への記載については、児童家庭課と相談しながら検討し

たい。

(委員)

- ・市町村は、単に「教えてもらう側」という立場だけではない。他府県では、児童相談所の職員が市町村に出向き、市町村の取組から学ぶといった相互交流の事例もある。支援する側・される側という一方向の関係ではなく、相互に学び合い、ウィンウィンとなる関係性を意識した表現を用いていただけるとありがたい。
- ・「こども家庭センター」という名称をめぐる問題（児童相談所と市町こども家庭センターの混同）についても、例えばニックネームを公募するなど、分かりやすくなるような工夫や差別化についても、ぜひ検討していただきたい。

→ (事務局)

- ・児童相談所運営指針から引用したものである。都道府県と市町の役割分担を整理する中で、一部の業務については、児童相談所が市町に対して技術的助言を行うことが定められており、その記載を踏まえて使用している。
- ・一方で、具体的にどのような関係性や連携の在り方が望ましいのか、また表現についても適切かどうかは、今後さらに検討していきたいと考えている。

→ (事務局)

- ・こども家庭センターの名称に関する問題については、市町こども家庭センターが法令で位置付けられる際に知事協議を行い、知事からは「従来どおりの名称で進めるべき」との判断が示されている。
- ・そのため、条例上、正式名称を変更することは難しい状況ではあるが、名称が分かりにくく混乱を招いているという点については、事実として認識している。委員からいただいた愛称に関する提案も踏まえ、今後、工夫や対応について検討していきたいと考えている。

(委員)

- ・トラウマに関する取組について、グループを立ち上げて実践されていると聞いており、先進的な試みであると感じている。それを格上げし、組織として明確に位置付けていくという方向性は、とても良いと感じた。
- ・トラウマに特化した治療の充実も重要であるが、それだけでなく、トラウマインフォームドケアの考え方をどのように全体に浸透させていくかは、どの市町でも共通する課題である。その点については、県として方向性を示し、主体的に考えていくことが大事だと感じている。

(委員)

- ・P19 まず第一に「子どもの声」や「子どもの思い」を尊重した在り方を考えていく必要があると考えている。その視点を踏まえた記載を盛り込んでいただけるとありがたい。

- ・トラウマインフォームドケアに関する調査研究結果が公表されており、児童相談所における子どもとの関わり方について、子ども自身がどのように感じたかという視点での記載も見られるので参考にしていきたい。

(委員)

- ・P19 「子どもの最善の利益を考慮」という表現が重複しているため、変更が必要。

→ **(事務局)**

- ・本検討委員会で何か良い表現をいただきたい。

→ **(委員)**

- ・子どもの声（を聞く）という表現を入れるのがいいと思うが。

→ **(委員)**

- ・「子どもの最善の利益を考慮した結果」どういうことかという点が分かるような書き方になるとよいと感じている。

→ **(委員)**

- ・親の支援も重要であるため、そのような要素も入れたい。

→ **(委員)**

- ・中央としての役割なのに管轄外の場所にあっていいのか等も思う。

→ **(委員)**

- ・「自分たちが何をしている機関なのか」という点については、新たに言葉を考えるというよりも、これまでセンターとして積み重ねてきた実績や取組があるはずであり、それを凝縮した表現を盛り込む方がふさわしいのではないかと感じている。借り物の言葉よりも、その方がしっくりくるのではないか。

→ **(委員)**

- ・寄り添う 等、どうか。

→ **(委員)**

- ・「センターオブセンター」「親とこども」「子どもと親に寄り添う」などというフレーズも良いかもしれない。

(委員)

- ・P31 「子どもの意見を集約する」と言われていたが、せっかくこれだけ多くの声が集まっているため、参考資料という形でもよいので、「みんなの声」として掲載してほしい。

(委員)

- ・建物の問題は非常に重要である。現在の課題の多くは、まさに「今の建物であるがゆえ」に生じている面があり、抜本的に新築となれば、多くの課題は解消されるのではないかと感じている。

(委員)

- ・「抜本的な改善が必要である」ということは大きく書いてほしい。センターオブセンターに相応しい建物。

(委員)

- ・管轄内に設置するということは明記すべき。

(委員)

- ・管轄内にあるべきという意見を委員会として提言する。

(委員)

- ・職員の執務環境は非常に重要。
- ・あわせて、フリーアドレスの導入やペーパーレス化の推進などについても、今回の報告書の中でどこまで記載すべきか、記載自体が必要なのかも含めて、検討する余地があるのではないかと思う。

(委員)

- ・報告書には「執務環境が悪化」という表現ではなく、「時代に合った環境整備が求められている」といった意味合いで記載した方がよいのではないか。
- ・実際、オフィス環境は年々進化しており、それに対応していく必要がある。

(委員)

- ・「男女混合での監護のあり方」という表現が2か所に出てくるが、「監護」という言葉は一般的にはやや硬い印象を与えるため、報告書に記載するのであれば、表現の見直しを検討してほしい。

(委員)

- ・一時保護は恒常的なものではなく、あくまで一時的な対応であるが、そこで行われる関わりにはケアの要素も含まれる。「ケア」という言葉はあまり用いられてこなかったが、内容を踏まえれば、用いてもよい表現ではないかと感じている。

(委員)

- ・子どもが入所してきた際、すぐに集団生活に入るのか、それとも一旦個室で落ち着く時間を設けたうえで集団に合流するのか。そうした「一時的に落ち着くための部屋」は必要ではないかと感じている。

(委員)

- ・ インテーク室の設置に加え、P26 にも記載されているとおり、子どもが不安定な状態にあるときや落ち着かないときに、集団から一時的に離れて過ごせる場所を確保することは必要だと考える。

(委員)

- ・ 一時保護施設の難しさとして、虐待、非行など理由を問わずに子どもを受け入れる中で、処遇を分ける必要があるのかどうか、という点がある。実際に明確に分けることは難しいと思うが、施設の在り方を考える上で、議論としては行ってもよいテーマではないかと感じている。

→ **(委員)**

- ・ 人数等その時によって違うので難しい。

→ **(委員)**

- ・ 先ほど言ったような落ち着けるスペース等、個別に子どもを処遇できる空間があれば、一定、改善されるのではないかと。

(委員)

- ・ 将来整備するアイデアとして、個別処遇するスペースを確保するを明記する。